

千葉大学教育学部附属中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は千葉大学教育学部附属中学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条 本会は会員相互の緊密なる連絡のもとに、本校における教育成果の向上に協力すると共に会員相互の教養を高めあわせてその親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために学校行事に協力し、厚生、文化、教養、広報に関する事業を行う。

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に在職する教員とする。

第2章 役員

第5条 本会に次の役員をおき、任期は1ケ年とする。但し、再任を妨げない。

1. 顧問 若干名（校長を含む）
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 庶務 若干名（内教員1名）
5. 会計 若干名
6. 監査 2名

役員は選考委員会の推薦する候補者の中から会員が選出する。

但し、庶務1名は教員の互選とする。

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代理をする。
3. 庶務は、会議の通知記録等本会の庶務の任にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
5. 監査は、会計を監査し総会に報告する。

第3章 委員並びに委員会

第7条 委員は保護者委員、教員委員とする。

第8条 保護者委員は、原則以下のとおり選出する。

部門	組織人数	
学級部	各組1名・計12名	各部 ・部長1名 ・副部長2名 (内教員1名)
文化厚生部	学年4名程度・計12名程度	
広報部	学年4名程度・計12名程度	
IT部	4名まで(4名以下も可)	

第9条 教員委員は教員全員をあて、教員代表委員は教員委員の若干名をもってあてる。

第10条 委員に欠員が生じ、活動に支障をきたす場合は、すみやかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

但し、残存の委員で活動できる場合はこの限りではない。

第11条 各部の任務は次の通りとする。

1. 学級部 会議に関する事項
事業計画に関する事項
その他各部に属さない一切の事項
2. 文化厚生部 文化教養および親睦に関する事項
3. 広報部 広報に関する事項
4. IT部 ITに関する事項

第12条 役員（監査を除く）、学級部員、教員代表委員、部長をもって運営委員会を構成し、予算その他重要な会務を掌理する。

第4章 会議

第13条 本会の会議は通常総会、臨時総会、運営委員会、役員会、部会とする。

第14条 第13条に定める会議は、一堂に会しての対面形式、または、オンラインによる同時双方向通信形式とする。但し、非常変災時は、書面や電磁的方法等により会議を開催することも可とする。

第15条 通常総会は毎年1回、会計年度の終了後2ヶ月以内に会長が招集する。なお、次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業報告および収支決算
2. 事業計画および収支予算
3. 役員選出
4. その他運営委員会において必要と認めた事項

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、運営委員会の承認を経た上で、招集する。

第17条 総会及び臨時総会は会員の過半数の出席（委任状を提出した会員を含む）で成立する。議事は出席会員の過半数をもって決する。なお、委任状は書面のみならず電磁的記録も可とし、意思表示をして議案を表決することができる。

第18条 運営委員会および役員会は毎月1回金曜日に会長が招集することを原則とする。ただし、事情によりその期日を変更し、または開催を取り止めることができる。その任務は次のとおりとする。なお、運営委員会は会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。

1. 事業計画、予算案の作成
2. 会則改正等総会付議事項の作成
3. 役員選考委員会専門委員会設置に関すること
4. その他会務処理

第19条 部会は部長が必要に応じてこれを招集し、所属事務を処理する。

第20条 校長、副校長は学校を代表し、すべての会議に出席して意見をのべることができる。

第5章 会計

第21条 本会の経費は会費をもってあてる。

会費は、教員・保護者（生徒一人あたり）月額500円とする。

第22条 会員に特別の事情がある場合、会長は校長の助言に基づき、その会員の会費を減免することができる。

第23条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 改正その他

第24条 会則の改正は総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければこれをすることができない。

第25条 会員の慶弔慰藉については別に定める。

第26条 本会の運営のための細則は別に定める。

附則

この会則は、昭和47年4月1日より実施する。

この会則（改正）は、昭和52年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、昭和53年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、昭和61年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成元年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成8年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成12年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成14年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成17年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成19年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成23年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、平成26年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、令和3年4月1日から実施する。

この会則（改正）は、令和7年4月1日から実施する。